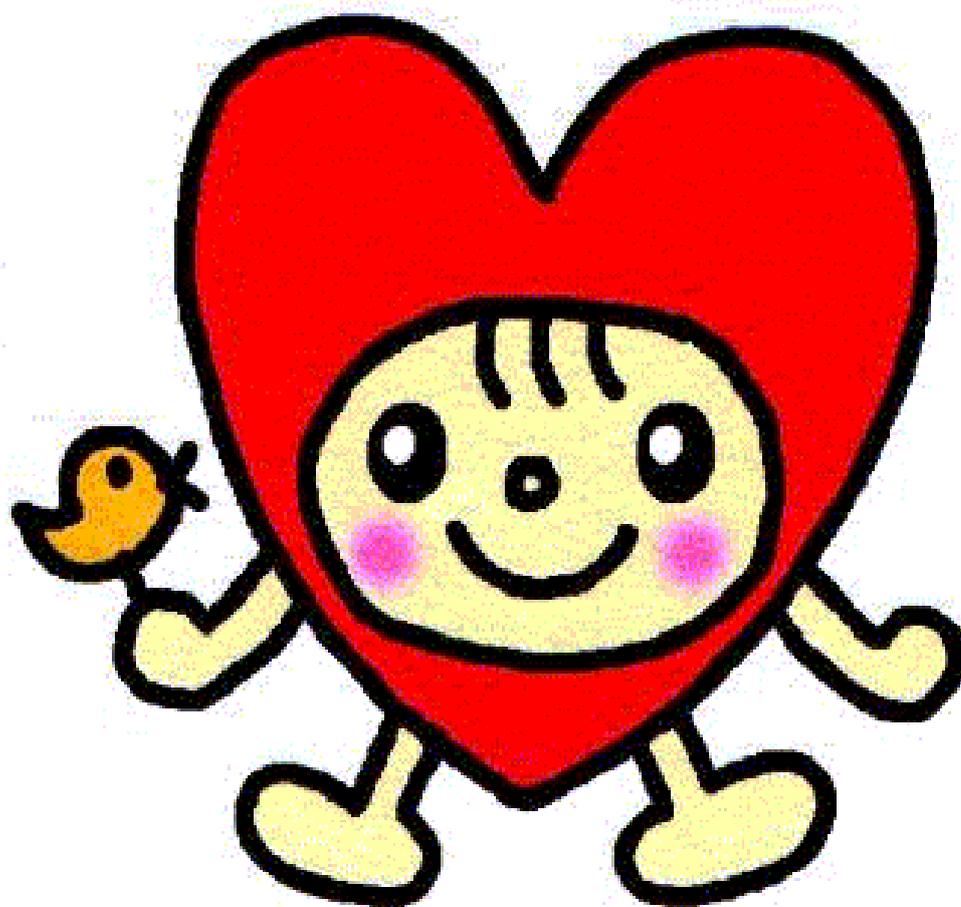


熊本市人権教育・啓発基本計画

概要版

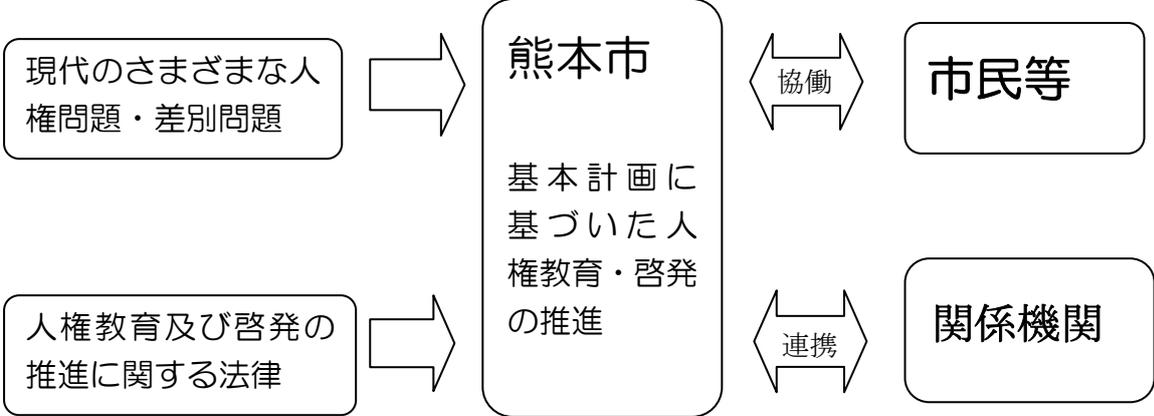


啓発キャラクター ラブミン

熊 本 市

第1章 基本計画の策定にあたって

1 目的
熊本市人権教育・啓発基本計画は、「人権教育及び啓発の推進に関する法律」に基づき、本市の今後の人権教育・啓発の取り組みを総合的・計画的に進めるため策定します



「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」

2 これまでの取り組みと人権教育・啓発の重要性

○これまでの取り組み

人権尊重社会の実現への取り組み

世界 国・県 熊本市

○重要性

人権問題は、身近な場所や日常生活の中に存在します。
人権問題を市民一人ひとりの日常生活に関わる問題として捉え、より積極的で実効性のある人権教育・啓発の取り組みを粘り強く継続して行く必要があります。

第2章 さまざまな人権問題の現状と課題



1.女性に関する問題

これまで、男女共同参画社会の実現に向けて、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に推進してきました。しかし、性別による差別的取り扱い、さまざまな暴力による人権侵害など、いまだ数多くの問題が残されています。

このようなことから、一人ひとりの意識づくりやあらゆる分野での男女共同参画の推進、社会環境の整備など男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策を積極的に進めていくことが重要です。

2.子どもに関する問題

今、少子高齢化や核家族化、地域とのつながりの希薄化など、子どもの心の成長に及ぼすさまざまな影響が懸念されています。中でも児童虐待、いじめや不登校、インターネットを使った有害情報等、子どもの可能性や健康・安全が脅かされる問題も生じています。

このようなことから、子どもの人権に関する家庭、学校、地域などにおいて、子どもたちの発達段階に応じつつ、人権尊重の心を育てる人権教育を推進することが大切です。

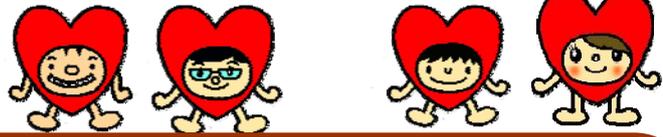
3.高齢者に関する問題

少子高齢化が進む社会の中、高齢者虐待、商品販売や先物取引に関する詐欺事件などが数多く発生しています。高齢者が尊厳を保ち、安心して暮らすことができるよう、生命や人権を擁護する取り組みが重要です。

4.障がい者に関する問題

障がい者が地域で安心して生活ができる社会にするには、障がい者一人ひとりの人権が尊重され、その権利・利益が擁護される必要があります。

そのためには、障がいや障がい者についての正しい知識の普及を図り、共に生きていくパートナーとして互いに助け合いながら暮らせる社会づくりが大切です。



5.同和問題

同和問題については、「寝た子を起こすな」という考えがありますが、同和問題の解決にはこのような認識の解消が必要です。厳しい差別の現実学び、差別される人の痛みを共有し「差別を許さない」という強い意識をもって、市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、差別のない社会を目指すことが大切です。

6.外国人に関する問題

国際化が進む中で、外国人が居住する割合は年々増えてきています。こうした外国人住民は、言葉や文化、生活習慣の違いにより理由なき差別や偏見による差別を受けることがあります。

私たちは、外国人住民が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、お互いの人権を尊重しながら、共に生きる意識を育てることが必要です。

7.HIV 感染症やハンセン病等に関する問題

HIV 感染症によるエイズは、根本的な治療がなく不治の病として恐れられ、その風評によりエイズ患者に対する差別がおきました。しかし、HIV 感染症は、その感染経路が特定しており、感染力もそれほど強くないことからいたずらに感染を恐れる必要はないと言われています。

ハンセン病は、感染力が弱く、治る病気でもあるに関わらず、日本では長い間ハンセン病患者を施設へ強制入所させる隔離政策が採られてきました。このことにより、元患者や家族の人たちは長年差別と偏見に苦しんでこられました。

このように、感染症患者に対する差別は、医学的に見て不正確な情報や、偏見によるものが大半を占めています。感染症を正しく理解し、差別のない安心して住める社会づくりが必要です。

8.ホームレスの人たちに関する問題

現代社会の変化は、さまざまところで人々の暮らしを変えました。突然会社が倒産したり、多額な負債を負う羽目になったりしたとき、生活基盤をなくした人が、やむなくホームレスの生活を余儀なくされることがあります。

私たちは、ホームレスの人たちの現状についての理解を深め、ホームレスの人たちに対する偏見や差別意識を解消できるよう人権教育・啓発を進めていくことが必要です。

9.高度情報化社会に関する問題

コンピュータ関連技術の進歩は、インターネットや携帯電話などの情報手段を飛躍的に向上させ、居ながらにして情報を手に入れたり、気軽にメールのやり取りをしたりするなど、利用者の快適な手段として多くの人々が利用しています。

しかし、その反面、掲示板等には悪質な誹謗中傷の書き込みや、個人の情報を公開するなど、いじめや差別につながる情報が氾濫する状況にもあります。

このようなことから、行政はもとより、家庭や地域、職場、学校等あらゆる場において、利用に関しての啓発を推進することが大切です。

10.様々な人権問題

これまでに述べた人権に関する問題のほか「アイヌの人々に関する問題」「犯罪被害者等に関する問題」「刑を終えて出所してきた人に関する問題」「北朝鮮による拉致被害者に関する問題」やその他様々な人権問題が存在します。

一つ一つの問題を人権尊重の視点で捉え、その理念に基づき人権教育・啓発の取り組みを地道に進めていくことが必要です。



第3章 基本計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

「すべての人々が幸福な生活を営むために、人間としての尊厳に基づき、自分のもとより、他人の人権をも大切にし、お互いを認め合い、尊重しあうこと」

2 基本事項

基 本 事 項	(1) 位置づけ ・行政と市民等が取り組む方向性を示す ・国、県の基本計画と連動したもの ・市の施策・事業に反映させ、市民協働で進める
	(2) 計画期間 平成21年度～30年度（10年間） 平成25年度見直し
	(3) 人権教育・啓発の定義 人権教育 ⇒ 教育や学習活動 人権啓発 ⇒ 広報や啓発活動
	(4) 人権教育・啓発の手法 ・人権尊重という大きな視点からの手法 ・個別の人権課題の視点からの手法



3 基本計画の目標と施策概要

(1) 基本計画の目標

目標 = 「すべての人の人権が尊重される社会をつくる」

成果指標と目標値

【成果指標】	基準値 (H20)	目標値 (H25)	目標値 (H30)
自分の人権が守られていると感じる市民の割合 (%)	48.8	55	60
様々な人権問題について関心がある市民の割合 (%)	71.6	75	80
自分の人権が侵害されたことがあると思う市民の割合 (%)	19.3	17	15

(2) 施策概要

市の
施策

- ⇒ 市民参画と協働による人権教育・啓発の推進
- ⇒ 人権尊重を基調とした施策の推進
- ⇒ 人権感覚豊かな市職員の育成
- ⇒ 関係機関との連携強化

第4章 実施主体ごとの取り組み

人権問題の解決や人権尊重の社会を築き上げていくために市民の皆さんと協働して身近なところで人権教育・啓発活動を進めていきます。

ここに示す具体的な取り組みは、活動の目安であり、それぞれの立場で最も効果的な手法を創意工夫して取り組むこととします。

行政の取り組み



- ・基本計画について、地域説明会やホームページで広く広報します。
- ・人権教育・啓発事業を計画的に開催することや、民間団体、企業等が行う人権教育啓発事業を支援します。
- ・人権に関する講演会等の情報を広報誌やホームページ等で積極的に提供します。
- ・人権教育・啓発の効果的な推進を図るための調査研究に努め推進体制を強化します。
- ・市職員を対象とした人権講演会、研修会を計画的に開催し各部署で効果的な人権研修を推進します。 など

幼稚園・保育所の取り組み



- ・子どもたちの発達に応じて、具体的に、効果的に人権感覚を育む教育をします。
- ・動物飼育や植物栽培などの体験学習を通じて命の尊さを認識し真剣に生きていく姿勢を育みます。
- ・江津湖や立田山などの自然フィールドを活用した野外学習等を通じ、自然を愛する心など、豊かな感性を育てます。など

学校（小・中・高校）の取り組み



- ・参加体験型の授業・福祉施設の訪問やボランティア活動を通して人権尊重意識の向上を図ります。
- ・あいさつ運動や生活ノートなどを通して、教師と生徒がお互いに尊重しあう人間関係づくりに努めます。 など

家庭の取り組み



- ・家庭内では協力して子育てができる環境づくりに努めます。
- ・家庭教育を豊かなものにするために、進んで人権講演会等に参加し、人権に対する知識の習得に努めます。
- ・子育てに迷ったりしたときは一人で悩まず、相談機関や近所の子育て経験者に相談するようにします。 など

地域の取り組み



- ・公民館等の地域拠点において人権に関する学習会や催し物など人権学習の機会を提供します。
- ・夏祭りなど地域の催しなどの地域の人が集まる機会に市と連携して人権啓発活動を展開します。
- ボランティア活動や世代交流などの体験活動を通じて、地域住民の人権意識の高揚に努めます。
- ・行政、学校、家庭と連携し、人権に関する情報や学習機会の提供を行います。 など

職場（企業等の事務所）の取り組み



- ・事業所内で人権教育・啓発活動を積極的に進め、人権を尊重する企業を目指します。
- ・基本的人権を尊重し、公平な雇用に努めます。
- ・社員を市や関係団体が主催する研修会等に参加させるよう努めます。 など

福祉施設、保健・医療施設の取り組み



- ・入所者の個人情報の保持に努め、相手の立場に立った対応に努めます
- ・入所者の立場に立った施設の安全管理や入所者の安全管理を図ります。
- ・施設・設備のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に取り組みます。 など

マスメディアの取り組み



- ・取材や放送倫理に関する人権研修に努めます。
- 市や人権団体が主催する人権講演会等の共催・後援など支援に努めます
- ・人権に関する報道や番組制作等に積極的に努めます。 など

第5章 基本計画の推進

熊本市人権教育・啓発基本計画

熊本市人権啓発市民協議会の活性化



加盟団体の促進
啓発活動の強化

関係団体等との連携強化



熊本県人権啓発活動地域ネットワーク
熊本人権擁護委員協議会
民間団体等

啓発に関する手法や情報の提供



わかりやすい啓発活動、情報の提供

計画の実施状況、評価の公表



毎年の実施状況の把握
評価結果の公表